大活字広報誌

マイナンバー制度のご案内

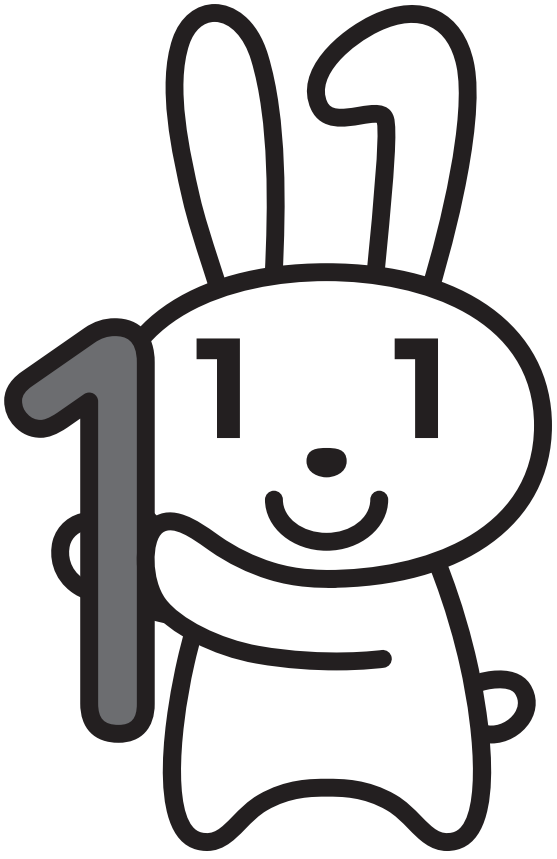

令和８年３月版

デジタル庁国民向けサービスグループ

マイナンバーカード広報班

1　マイナンバー制度導入の趣旨

　マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ 12 桁の番号です。

　社会保障や税、災害対策の分野といった法律で定められた行政手続で活用され、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

2　マイナンバーの通知

● 2015 年 10 月以降、マイナンバーが記載された通知カードの送付によりマイナンバーを通知していましたが、2020 年 5 月 25 日に、個人番号通知書の送付に変わりました。個人番号通知書は、出生などにより 2020 年 5 月 25 日以降マイナンバーが新しく付番される人に郵送されます。

●通知カードと一体になっている用紙の下段または個人番号通知書の下段に、マイナンバーを読み上げる音声コードが記載されています。（一部の機器では読み上げが難しい場合があります。）なお、行政の担当職員や補助者などが視覚障害者に代わってマイナンバーを代読したり、音声コードの読み上げを聞いたりすることは、法律上問題ありません。

　また、マイナンバーを表記した点字シールを配布するサービスを提供する市区町村もありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

3　マイナンバーの利用

●2016年１月に、社会保障、税制及び災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。例えば、以下の場合にマイナンバーの提示が必要です。

１　福祉分野の給付申請や、国民健康保険、介護保険などの手続を行う際に市区町村に。

２　確定申告など、税の手続で税務署などに。

３　税や社会保険の手続で、勤務先に。

４　税の手続で、法定調書などの作成に必要なため、取引先の証券会社や保険会社などに。

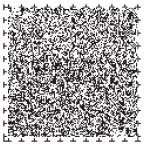

５　年金の手続で、年金事務所に。
６　資産運用の手続で銀行や証券会社に。

● 2023 年 6 月の法改正により、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用を推進することになりました。

　これにより例えば、以下の行政事務でマイナンバーの利用が可能になりました。

・在留資格に係る許可等に関する事務
・調理師、美容師、小型船舶操縦士など、国家資格等に関する事務
・自動車登録に関する事務など

●マイナンバーを提示する手続では、なりすましを防止する観点などから、①マイナンバーが正しいかの確認と、②マイナンバーの正しい持ち主かの本人確認を行います。申請者などが自身のマイナンバーを記載することが難しい場合、市区町村の手続においては、担当職員が代わってマイナンバーを記載することができます。詳細は、個別の手続の際に担当職員にご相談ください。

●マイナンバーは、法令に規定があるものを除き、利用・収集が禁止されています。不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提供しないでください。マイナンバーを提供する際は、相手に利用目的をしっかりと確認してください。

4　情報連携

● 2017 年 11 月以降、異なる行政機関等の間で、マイナンバーから生成された符号をもとに情報のやりとりを行う、情報連携が本格的に始まりました。これにより、これまで皆さんにあらかじめ準備をお願いしていた「住民票の写し」、「課税証明書」や「障害者手帳」などの提出が多くの手続で不要になりました。

●手続によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。各種手続を行う際は、各行政機関等の案内を必ずご確認ください。

5　マイナンバーカード

●マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付の本人確認書類です。マイナンバーの提示が必要な場面で利用できます。（通知カードでもマイナンバーの提示が可能ですが、別途、本人確認書類が必要です。また、個人番号通知書はマイナンバーを確認する書類としては使用できません。）

●マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用してオンラインでも安全かつ確実に本人確認を行うことができます。

●マイナンバーカードの取得には申請が必要です。（発行手数料は、初回交付時、更新時ともに無料です。紛失した場合などの再交付には手数料がかかります。）交付申請書に顔写真を貼って郵送する申請方法のほか、まちなかの証明写真機からの申請、パソコンやスマートフォンからオンラインで申請する方法などがあります。

●交付申請書は、署名欄に点字で記入することも可能であり、申請の際に希望すれば、カードに名前を点字表記することも可能です。また、2019年から、旧姓の追記も可能となっています。

●マイナンバーカードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせるはがき（交付通知書）が届きます。市区町村の窓口に、このはがきと身体障害者手帳などの本人確認書類を持って受け取りに行ってください。
●マイナンバーカードには 2 種類の電子証明書を搭載しています。e-Tax での確定申告手続や、マイナポータルでの子育てなどの電子申請で、電子署名を行うことができる「署名用電子証明書」と、マイナポータルや e-Tax へのログイン、コンビニでの証明書交付サービス、健康保険証としての利用など利用者本人であることを証明するための「利用者証明用電子証明書」です。

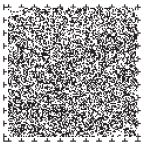

● IC チップに搭載された電子証明書の利用には、カード交付の際に自分で設定する英数字 6 ～ 16 文字の署名用電子証明書暗証番号と、数字 4 桁の利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。署名用電子証明書暗証番号は 5 回、利用者証明用電子証明書暗証番号は 3 回連続で間違えるとロックされます。暗証番号を忘れた場合やロックがかかってしまった場合は、お住まいの市区町村の窓口等で暗証番号のリセット（初期化・再設定）が必要です。なお、マイナンバーカードに搭載された電子証明書の暗証番号は、お近くのコンビニの複合機で、リセットできます。（いずれか一方の電子証明書の暗証番号はロックされていないことが必要です。）

● IC チップに記録されるのは、マイナンバーカードに記載されている氏名、住所、マイナンバーなどに限られ、税や年金など、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

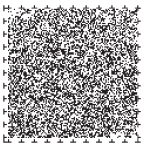

6　マイナンバーカードの利用シーン

●マイナンバーカードは、以下のようなシーンで利用できます。

・コンビニでの住民票の写しなどの証明書の取得（市区町村によって対応状況が異なります。）
・マイナポータルの利用（詳細は「7　マイナポータル」をご参照ください。）
・マイナ保険証としての利用（詳細は「8　マイナンバーカードを医療機関・薬局で利用」をご参照ください。）
・マイナ免許証としての利用（詳細は「9　マイナンバーカードを運転免許証として利用」をご参照ください。）

●マイナンバーカードを使った対面やオンラインでの本人確認は、民間サービスでも利用が拡大しています。

・携帯電話の申込
・銀行口座や証券口座の開設、民間決済サービスでの利用
・リユース、エンタメやマッチングアプリ

●スマートフォンのマイナンバーカード（マイナンバーカードの機能をスマートフォンに追加して利用できるサービス）を利用できる場所やサービスも、順次拡大しています。

7　マイナポータル

●マイナポータルは、個人向け行政サービスのオンライン窓口です。
●マイナンバーカードを利用して、引越しやパスポートなどの手続、医療費などの本人情報の確認などの行政サービスを利用できます。
例えば、
●転出届のオンライン提出と、転入届（転居届）を提出するための来庁予定日を予約できます。
●パスポート（旅券）の新規取得や更新を申請できます。
●メタボ診断などの健診情報、保険診療にかかった医療費の情報、医療機関や薬局で処方・調剤されたお薬の情報、医療機関での診療内容の情報なども確認することができます。

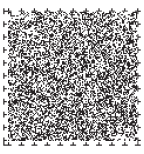

●確定申告に必要な給与、医療費、ふるさと納税などの情報をまとめて取得し、申告書に自動入力できます。
●本人に代わって代理人がマイナポータルで手続等を行う機能もございますので、ぜひご活用ください。
●マイナポータルにはマイナポータルアプリを使ってログインできます。マイナポータルへのログインには、実物のマイナンバーカードかスマートフォンのマイナンバーカードが必要です。

8　マイナンバーカードを医療機関･薬局で利用

● 2021 年 10 月から、マイナンバーカードを健康保険証として利用する（以下、マイナ保険証とする。）運用が開始され、2025 年 12 月 2 日以降は、医療機関・薬局の受付ではマイナ保険証か資格確認書をご提示いただくこととなりました。

●医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き、顔認証、暗証番号の入力のいずれかにより本人確認を行い、保険資格の確認を行います。ただし、利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は、「目視確認モード」という機能により本人確認が実施できますので、ご安心ください。この「目視確認モード」とは、医療機関や薬局の職員がマイナンバーカードの顔写真と患者本人が同一であるかを目視で確認することで、顔認証並びに４桁の暗証番号による本人確認を省略することができます。さらに、「目視確認モード」でなくても、マイナンバーカードでの受診にご不安があり、難しいと感じられた場合は、申請いただくことで「資格確認書」が無償で交付されますので、これまでどおり医療にかかることができます。なお、患者自身での機器の操作が難しい場合、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

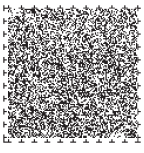

●マイナ保険証で受診していただくことで、健康・医療情報に基づいたより良い医療の提供を受けることが可能です。
●利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省のホームページでも確認できます。
●マイナ保険証として利用するためには、利用登録が必要です。マイナポータルのほか、医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーやセブン銀行のATMでも申込ができます。
●マイナ保険証をスマートフォンに追加することで、カードを取り出すことなく、スマートフォンをかざして、医療機関・薬局で利用できることになりました。スマートフォンをマイナ保険証として利用できる施設は厚生労働省のホームページ（スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局検索ページ）でご確認ください。

9　マイナンバーカードを運転免許証として利用

●マイナンバーカードの IC チップに免許情報を記録することで、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるマイナ免許証の運用は 2025 年 3 月 24 日から開始しています。

●マイナンバーカードのICチップには免許情報記録番号のほか、免許の取得年月日及び有効期間の末日、免許の種類、免許の条件に係る事項、顔写真、色区分などが記録され、マイナンバーカードの券面には、免許に関する事項は記載されません。
●マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なり、マイナポータルやマイナ免許証読み取りアプリで確認することができます。
●マイナ免許証のみを保有している方は、住所、氏名及び生年月日に変更が生じた場合に市区町村役場で変更手続を行えば、都道府県警察（運転免許センターや警察署など）での変更手続が不要となる住所変更ワンストップサービス等が利用できます。
●「マイナ免許証のみを保有」もしくは「運転免許証とマイナ免許証の２枚を保有」している方で、優良運転者・一般運転者の方は、これまで運転免許センター等において対面で受講していた更新時の講習を、スマホなどを使い自宅などで好きな時間にオンラインで受講できます。

●また、新規免許取得手数料、更新時手数料ともに「マイナ免許証のみを保有」している方が最も安くなります。
●マイナ免許証としての利用を開始するための手続は運転免許センターや一部の警察署でできます。詳細は各都道府県警察のホームページをご覧ください。

10　公金受取口座登録制度

●給付金等の受取のため、金融機関にお持ちの預貯金口座を、一人一口座、国（デジタル庁）に登録できる制度です。
●公金受取口座は、社会保障・税・災害対策分野など 160 種類以上の幅広い給付金等の受取に利用できます。
●また、これらの給付金等の申請において公金受取口座を利用することで、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要となるため、より簡単により早く給付金等を受け取ることができます。
●マイナポータル等から公金受取口座は登録可能です。

11　マイナンバー制度における安全対策

●マイナンバー制度では、安全・安心を確保するため、次のような措置を講じています。

1　なりすまし防止のための本人確認の義務付け。

2　個人情報は一元管理せず、分散管理し、システムへのアクセスも制限。

3　自分の個人情報にアクセスした履歴をマイナポータルを通じて自分で確認可能。

4　第三者機関（個人情報保護委員会）による監視・監督と罰則の強化。

●マイナンバーカードを紛失しても、マイナンバーだけでは手続はできないため、情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。また、IC チップから不正に情報を読み出そうとすると、IC チップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっています。

●マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバー総合フリーダイヤルに電話すれば、24 時間 365 日、マイナンバーカード機能の一時利用停止の手続ができます。

12　マイナンバー制度に関するお問合せ

　マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。電話番号は、フリーダイヤル０１２０―９５―０１７８です。おかけ間違いにはご注意ください。また、各手続に関する詳細は、お住いの市区町村窓口などにお問い合わせください。デジタル庁のホームページに視覚障害者の方のための広報資料を掲載しています。次の二次元バーコードまたは URL から、ご覧いただけますので、ご参照ください。

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/